

平成23年3月31日
自動車交通局

安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)に対するインセンティブの拡大について

国土交通省では、事業用自動車における事故削減を図るために、事業用自動車に係る総合的安全対策委員会において取りまとめられた『事業用自動車総合安全プラン2009』（平成21年3月）において、「IT点呼実施に係る要件拡大を検討する」旨の方向性が示されたことから、運送事業者に対して実施した現地調査及びヒヤリング調査の結果等を踏まえ、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日付国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）の一部を改正し、Gマーク認定事業所に対するインセンティブとしてのIT点呼の実施に係る要件を拡大することとしましたので、お知らせします。

1. 趣旨

「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、輸送の安全を確保した上で、運行管理の効率化を図るため、IT点呼に係る要件に関し以下の内容等について改正を行います。

2. 主な改正概要

	改正前		改正後
点呼場所	「営業所」においてのみ実施可能。	➔	「営業所」に加え、「 車庫 」においても実施可能となります。
点呼機器	「設置型端末」のみ使用可能。		「設置型端末」に加え、「 携帯型端末 」についても使用可能となります。 ※営業所には設置型端末の設置が必要になります。
点呼時間	「閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝）」に限定。		「 連続する16時間以内 」まで実施可能となります。 ※営業所と当該営業所の車庫との間でIT点呼を行う場合には、実施時間の制限は適用されません。

3. 施行日

平成23年4月1日

【問い合わせ先】

国土交通省自動車交通局

安全政策課 野沢(内線41624)

貨物課 遠藤(内線41353)

電話: 03-5253-8111(代表)

電話: 03-5253-8566(安全政策課)

電話: 03-5253-8576(貨物課)

IT点呼はGマーク取得のインセンティブのひとつ、 運行管理者の負荷が軽減



● IT点呼の実施・管理方法

- IT点呼の実施営業所（以下「A営業所」）と、IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「B営業所」）には設置型端末を設置。運行管理者は、A営業所の設置型端末を使用して、IT点呼を行いません（IT点呼の際、運転者の所属する営業所名、運転者のIT点呼場所についても確認します）。
- 運転者はB営業所もしくはB営業所の車庫において、設置型端末または携帯型端末のいずれかを使用してIT点呼を受けます。
- IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内となります。ただし、例えば、B営業所とB営業所車庫の間でIT点呼を実施する場合は、この限りではありません（24時間可能）。

- IT点呼で、アルコール検知を行なう場合は、IT機器に接続できる検知器を使用し、測定結果をIT機器によりA営業所の設置型端末に自動的に記録・保存させます。
- 営業所間でIT点呼を実施した場合は、点呼内容（IT点呼実施営業所の名称、IT点呼実施者の氏名）を記録した「点呼簿」をA営業所およびB営業所の双方で記録し保存します。



● IT点呼の実施の報告には、次の書類等が必要です

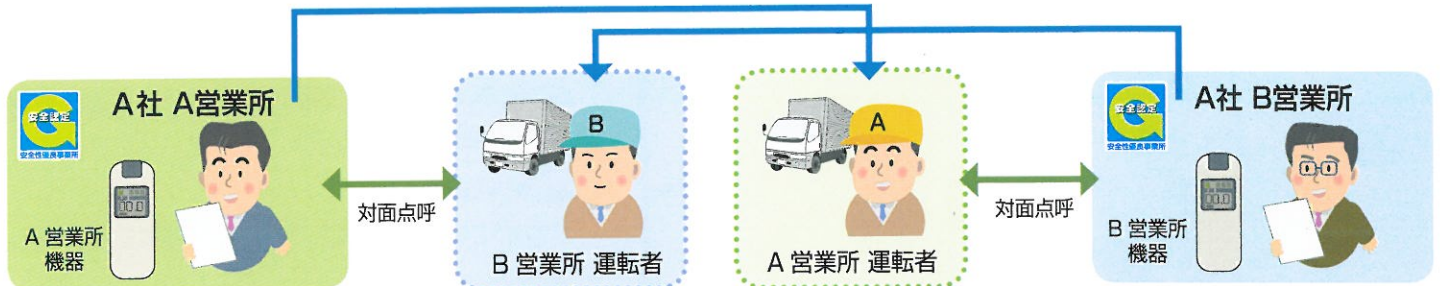
- Gマーク事業者の認定証（車庫が所属する営業所も）
- IT点呼の使用構成図や機器カタログなどの資料添付
- 所定の書式（IT点呼に係る報告書）に記載のうえ、管轄運輸支局へ報告

※詳細は、管轄運輸支局又は当該
地方実施機関にご相談下さい。

● Gマーク事業者における点呼に係るその他のインセンティブ

● 2 地点間を定期的に運行する場合

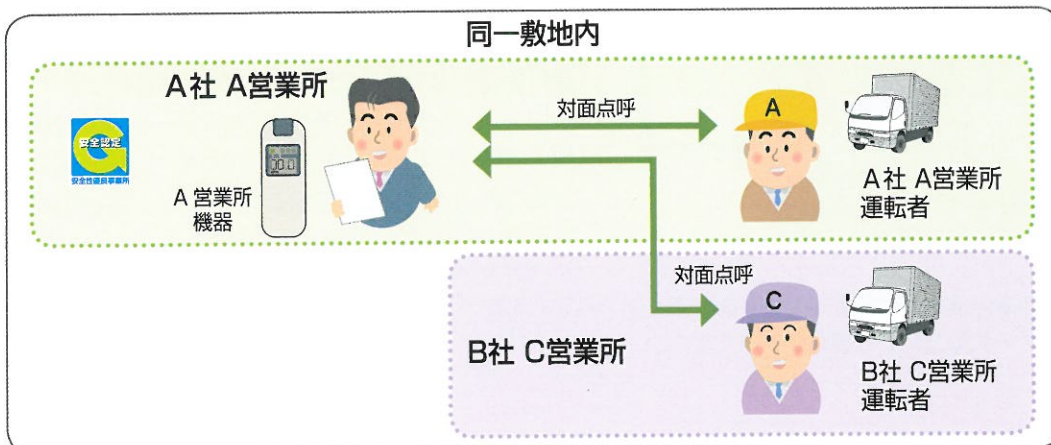
《自社の他営業所の運行管理者・補助者との対面点呼が可能》



- 2 営業所とも G マークを取得
- 時間制限なし（24 時間可能）
- 点呼を実施する運行管理者が管理するアルコール検知器を使用

● 同一敷地内に複数のグループ企業が所在する場合

《G マークを取得している他社営業所の運行管理者・補助者との対面点呼が可能》



- 資本関係がある事業者の営業所間に限る
- 点呼実施営業所は G マークの取得が必要
- 深夜・早朝などの閑散時間帯連続 8 時間以内
- 点呼を実施する運行管理者が管理するアルコール検知器を使用